

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した業務に付随(密接に関連)する場合に限り、行政書士が代理人として行う商業・法人登記業務を認めること。具体的には、司法書士法第73条を改正し、ただし、行政書士がその業務に付随して商業・法人登記業務を行う場合または他の法律に別段の定めがある場合はこの限りではない、とされた。	行政書士が行う許可業務の要件は多岐に亘っており、その要件を充足できる内容で商業・法人登記もなければならない。許可に精通していない司法書士に、登記部分だけ委ねるよりも、当初から関与している行政書士が、その業務に付随する範囲内で商業・法人登記業務を行ってほしい。法務省は19年度のあじさい月間において、推進室からの「商業・法人登記に関する専門的知識を有していることを客観的に判断できれば、行政書士が商業・法人登記業務を行うことができると解して良いか」との両方検討要請に対し「その具体的な方法が司法書士試験制度である」と回答した。しかし、現在司法書士の試験以上の知識を有する認定司法書士は、司法試験を受けることもなく(研修と効果測定だけで、従来、弁護士の専攻業務であった開業と訴訟代理と同等の地位を獲得している。法務省の論理からすると、行政書士が商業・法人登記に関する研修を行い、効果測定で認定を得れば、その行政書士は商業・法人登記業務が可能となるはずであるから、この観点から前向きに検討された。	C	本人が申請できない場合に、代理して商業・法人登記手続を行うことを業とする者には、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、民法、民事訴訟法等の法律目から出題される司法書士試験に合格してあり、そもそも簡易訴訟代理等関係業務を行う上での基礎的な法律知識を有していると評価することができるため、一定の研修を終了し、実務上必要となる知識や専門的能力を習得していることが試験で確認された者は簡易訴訟代理等関係業務のうち15分間について、特に資格付与されるのである。しかし、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない。よって、要望を認めることはできない。	1 0 4 0 0 1 0	国民利便・負担軽減推進協議会	京都府	法務省		
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した許可申請に伴う場合に限り、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容については司法書士法第73条第1項第1号「他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない」に相当する例外規定として、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	同様の要望に対する法務省の回答は、公共の福祉を理由とする職業活動の規制で、公共性の強い登記業務の適正な運営のためには、登記に関する専門知識を有する司法書士・弁護士に業務を集中させるべき必要性・合理性があると伺えるが、登記の本人申請が認められている以上一貫しない。本人の自由意思で代理人を決定したのであれば、許可申請の一連作業の中で、少なくとも事前に精通した行政書士の登記申請は例外的に認められるべきであり、それまでも規制する許可制・資格制であるならば、自由に対する過剰な制限である。国民の利便向上への具体的な方法を講じ、例えば、試験的に法務局の登記相談窓口の後見に付して行わせてはどうか。	C	本人に代わって商業・法人登記手続を行うことを業とする者には、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求されるのは当然であり、本人申請が可能であることにより規制が不合理になるものではない。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができる。しかし、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない。よって、要望を認めることはできない。	1 0 6 0 9 0 1 0	個人	京都府	法務省		
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士業務に付随する商業・法人登記を行政書士が代理人として行うことを認めること。	行政書士は業務を通じ継続的に法人と接触しその実情をよりし知する立場であり、また相談業務等を通じ法人の実体形成過程に関与する、それを公示する登記は司法書士が一旦担当するが、改めて当該登記に関連する許可手続きを行政書士が行う、形式的な職権を理由とするかから一連業務の区分は、その不利益を国民に負担せよとまでは言えない。また、1の発達で登記申請の情報や書式が簡単に入手できる結果、申請数の20%を超える本人申請を許し(平成15年6月度の東京法務局への申請数)、他方で登記の公益性を担保するため代理人には高度な法律知識及び専門的能力が必要として、本人の責任において委任された行政書士の登記申請を1件たりとも許さないのはいかにも説得力が欠く。従って、国民の利便性向上の観点から、行政書士業務に付随する商業・法人登記を行政書士が代理人として行うことを認めるよう要望する。	C	本人に代わって商業・法人登記手続を行うことを業とする者には、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求されるのは当然であり、本人申請が可能であることにより規制が不合理になるものではない。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができる。しかし、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない。よって、要望を認めることはできない。	1 0 7 5 1 0 1 0	個人	京都府	法務省		
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した許可申請に伴う場合に限り、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容については司法書士法第73条第1項第1号の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない、との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行う事を明文化する。	1. 本要望は各方面から再三再四にわたり、強・要望が出されているところであるが、法務省の認めない理由として、その能力担保を司法書士試験のみに限定している。これは始めから「結論ありきで、国が押し進めている司法制度改革や隣接法律専門職の垣根撤廃論、業務の相互兼任入人入りの規制緩和と逆行しており、どのように検討すれば国民の利便性向上に繋がるかという姿勢が全く感じ取れない。2. そもそも我が国は1872年の司法職務定例によって「証書人、代理人、代理人」制度を誕生させた。「代理人」は1919年に行政代理人、司法代理人に分化し、その後の経緯を経て現在の行政書士、司法書士に至っているが、それは利用者の国民の観点からではなく、あくまでも行政の劇烈主義や縦割行政が起因で省益優先の省庁の既得権益に他ならない。行政書士と司法書士の業務問題や共通事務が現存することが、それを如実に表している。3. 法務省は国民の利便性から再考し、行政書士の業務形態を把握した上で、行政書士に業務遂行能力があるか否かを京都府において一定期間、実証実験を行うよう商業・法人登記業務の開放措置を講じるべきである。	C	本人に代わって商業・法人登記手続を行うことを業とする者には、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができる。しかし、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない。よって、要望を認めることはできない。	1 1 4 0 0 1 0	個人	京都府	法務省		
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した許可申請に伴う場合に限り、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容については司法書士法第73条第1項第1号の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない、との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行う事を明文化する。	行政書士業務である会社設立時における定款作成は、商法、会社法の理解が必要であり、行政書士試験科目においては当該法より出題されている。その結果である登記申請を行う行政書士が行うことは困難なことではあるが国民の負担軽減にも繋がる。先に法務省により行われた「商業・法人登記業務の実態調査に関するアンケート」結果では、国民は行政書士の商業・法人登記に関する業務に満足しており、これは13条の2より法定的能力を有していると認められている事である。さらなる能力確保措置として、行政書士法13条の2より法定されている「研修義務」の強化を図り、能力認定制度導入等を検討すればよい。以上の観点から要望する。	C	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができる。しかし、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない。よって、要望を認めることはできない。	1 1 5 0 0 0 1 0	個人	京都府	法務省		
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した業務に付随する範囲内において、行政書士に商業・法人登記業務を開放すべくである。	法人を設立する場合、その事業において営業許可等の許可を必要とする場合が多く、複雑な許可要件(例えば資本金の財源的要件、役員資格要件等)を理解し、要件を満たした内容で登記をする必要がある。また登記事項を変更する場合も変更内容の判断をすれば、既に取得していた許可の要件を欠き、許可取り消しの対象となる。全国の司法書士の数が19,818人、これに対して行政書士は39,435人(1910.01現在)となっており、倍以上の行政書士が全国に存在するにもかかわらず、許可に精通しない司法書士のみが商業・法人登記業務を独占業務とすることは、国民にとって事業の断念、登記のやり直しによる手間と費用の増大等の不利益をきたす恐れがある。	C	商業・法人登記手続を本人に代理して行う者には、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができる。しかし、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない。よって、要望を認めることはできない。	1 1 0 0 0 1 0	個人	京都府	法務省		
050010	行政書士へ法人登記の開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	登記業務は、司法書士でない業務委任が受けられない制度となっておりますが、登記と行政庁の許可業務が一体に行う事については、付随業務として行政書士が法人登記申請の代理権を付与して、法人設立の利便を図りたい。	現在、建設業は苦境にあり廃止、新設が繰り返される状況であり、法人が解散すればその一部役員が新会社を設立します。また、建設業は国土交通省と国土院が共同で建設業に会社設立する定款の作成を行政書士が行い、法人登記申請は本が法務局の指導を受けて行う「行政書士説明・助言」をしまし、「登記事項証明」を添付して建設業許可を得て営業します。法人設立者は、時間的にも経費的にも思えない状況の段階でのスタートであり、司法書士に委任する経済的余裕も時間的余裕もありません。建設業の不安定地帯を特例として、行政書士に開放したければ安価でしかも適切な業務が促進できるので、優れた法人が誕生し建設業の発展につながります。	C	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができる。しかし、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない。したがって、行政書士が商業・法人登記業務を行うことが、「適切な業務」に結びつくと考えられない。なお、商業・法人登記申請を、本人が法務局の説明を受けて行うことに問題は無いが、法務局又は地方法務局に提出する書類等の作成について、業として相談に応ずること(司法書士法第3条第5項)は、司法書士法第73条第1項に該当し、禁止されている。よって、要望を認めることはできない。	1 1 2 4 0 1 0	個人	兵庫県	法務省		

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
050020	土業の規制緩和と再構築	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。	司法書士・行政書士業務の規制緩和	各士業が、法定業務範囲の垣根を下げなければ社会の需要に対応できない、行政機関に生活保護を申請するのは行政書士の独占業務、されど司法書士が破産の申立書を作成し、破産宣告を受け、生活保護申請となつた場合、司法書士は申請と出展ない、規制改革すれば、一連の手続きを一入の手続きに依頼出来る。商業登記制度を含め、行政書士、司法書士両制度の職務範囲を利用者たる国民の目線で規制改革すべし、両制度の統合も良い、申請官庁が異なるだけの二つの書士制は国民に混乱を招き不要だ。必要性を説くのは各士業の縄張り意識のみ、国民の利便の観点から検討することを要する。	C	裁判所に提出する書類を作成するには、民法等の民事実体法はもとより、民事訴訟法等の手続法に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、破産手続開始の申立て等裁判所に提出する書類を作成するための専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、これが満たされているとはいえない。よって、要望を認めることはできない。		1 0 4 8 0 1 0	個人	京都府	総務省 法務省	
050030	土地家屋調査士会特区	土地家屋調査士法第9条第1項、第13条第1項、第17条第1項、第22条、第68条、第73条第1項	土地家屋調査士は、その事務所所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、一個の調査士会を設立しなければならない。調査士となる資格を有する者が調査士となるには、調査士会連合会に加入する各簿の登録を受けなければならない。この登録の申請をする者は、申請と同時に調査士会に入会する手続をとらなければならない。調査士会に入会していない調査士が調査士業務を行うことはできない。	複数の土地家屋調査士会の設立が可能とする特区	調査士会は単に会員の指導・連絡のみをしている訳でなく、現実、境界問題に関するADRをしていたり、ADR認定の特別研修の機関でもなっている。前者はいつだって不熱心で、後者は独自の規制を施したり、大変戻っているため、新たな会が必要とする。松江地方法務局の管轄区域である。法務省当局がきちんとした指導をしていない以上、新たな調査士会の創設が必要である。一に関して後者は確かに改善したが、責任者は役員としてとまり、指摘した者は再任を拒否するなど、腐った会は今も継続し、今後も新たな事態が生じれば、新たな誤ったことがなされ、またも会員は多大な迷惑となる。前者については、またも会員の権利は侵害されたままである。また、利用者であるべき国民も多大な損失が生じている。弁護士会などは個とは規定されていない、調査士会のみである根拠はもとにない。会員の指導が別個であることに当前には疑念があるようであるが、「専断」が良縁を駆逐しても、同一の指導である方がよいとすることは、会員のためでもなく、国民のためでもない。単なる当局の都合主義ではない。2個の調査士会があることで、国民のためになるのであれば、規制を緩和する価値は大きい。1個の調査士会が存在しても、いずれも連合会に加入するわけで、基本的な会員への指導の連絡が異なる訳でなく、当局の監督も受けるので、弊害が生じる恐れは、生ずるとすれば、の後悔のとおり現在生じている訳で、それに対して内部からの指摘がなければ、放置している訳で、強制加入の単単位制度をやめる以外に弊害の除去はできない。	C	会の運営に関することであり(会・会員の自主決定による。法務局の指導と新たに会を創設することは関係ない。に同じ。他資格の会事は直接関係しない。会員の都合によって、別の会が設立されるのであれば、会の乱立を招き、ひいては国民の利便が欠けてしまう。基本的な会員への指導及び連絡が異なるのであれば、複数の会を設立する必要がない。よって、要望を認めることはできない。		1 0 4 0 1 0 1 0	個人	鳥根県	法務省	
050040	戸籍事務を取り扱うことができる職員の範囲	戸籍法第1条、地方自治法第154条	戸籍事務は、市町村長がこれを管掌するとされており(戸籍法第1条)、その指揮監督の下に補助機関である職員をしてその処理につき補助させることができる(地方自治法第154条)。	戸籍事務の取扱いを正職員のほか、再任用職員および任期付職員においても取り扱うことができるよう措置を求める。	戸籍事務を正職員以外の者が取り扱うことは、「戸籍届出の受理や謄本の交付等は、行政処分であるため、民間事業者に予め義務等の一定の要件を課したとしても、戸籍事務管掌者の指揮監督下にある吏員以外の者が行うことができない」との回答(地域再生:第1次提案)にあるように、戸籍事務管掌者たる市長の指揮監督のもと、正職員が実施しなければならないと解釈しているところである。今後、本市の駅前サービスコーナーにおいて、戸籍の謄本等の交付請求に応ずるか否かの行政行為(「公証」を正職員以外の職員に行わせることができるよう取組みを進めているところである。当該職員が交付請求に応ずるか否かの行政行為を実施できるよう措置を求める。地方公務員法第28条の4の準勤再任用職員、同法第28条の5の短時間再任用職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の職員、同法第5条の短時間勤務職員の職員	D	戸籍事務は、市町村長がこれを管掌するとされている(戸籍法第1条)、戸籍事務管掌者である市町村長がこれを管掌するすべての処理することは不可能であるからである。特に、債権回収の場では債務者の利益を害する場面が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の見算方法や減免、控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくない。事件の紛争性の度合いが典型的に大きいためと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。		1 0 0 8 0 1 0	大東市	大阪府	総務省 法務省	
050050	地方税徴収業務の民間開放(徴収関連業務)	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者は刑罰が科される。	地方自治法、地方自治法施行令、地方税法その他法令の改正において、公金の徴収若しくは取扱いの権限についての規制緩和措置を設けていたこと。	地方公共団体では、各種税および国民健康保険税(料)の滞納率が上昇傾向にある。さらには、2007年問題に見られる職員数の低下への対策として、事業のスリム化へ進められている。このような状況の中で、各団体では管理職の戸別訪問等の滞納対策を実施しているが、高い効果が期待できない。このような状況の中で、取納率向上を図る改善策として、地方税法上の「督促」行為の民間開放を提案する。これにより、取納率の向上と2007年問題への対策が見込める。	C	弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場では債務者の利益を害する場面が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の見算方法や減免、控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくない。事件の紛争性の度合いが典型的に大きいためと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。		1 0 7 3 0 5 0	関アネス	東京都	総務省 法務省	
050050	地方税滞納処分業務のうち、督促、第三者への質問検査、差押の各種限の民間事業者への授権	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者は刑罰が科される。	税目により異なるが、市町村税を例とすれば、地方税法第298条(質問検査権)、第329条(督促)、第331条(差押、交付要求、参加差押)、第333条(国税徴収法141条(滞納処分)に関する質問検査権)について、民間にも授権できる旨の規定を置く。督促状において、民間による調査を拒絶し、捜索権限まで有する旨を記載し、滞納者の申し出により選択させる。滞納者の申し出なければ民間による調査に同意したのとして扱う。民間の調査、差押を実施する範囲について、国税徴収法第141条(一)四までとし、滞納者本人への調査及びこれに伴う差押は授権しない。なお、必要であれば国税徴収法施行令第13条第1項の特殊関係者への調査、差押も除く。これにより、滞納者本人への直接接触を回避し、トラブルを防止する。また、調査の相手方を税公庁や金融機関等、勤務先など、一定の法的知識などを有する第三者にすることで、職権濫用や違法行為、その他各種トラブルの抑制も70期期待できることとなる。	地方税徴収業務では徴収費用が増嵩し、また近年は時効失損を避けたとして首長が取訴する裁判事例も増加しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。時効中断には主として督促が差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押にたよるを得ない。このため、滞納者の所在確認や財産調査など徴収業務のノウハウを有し、機動的かつ柔軟な対応が可能な民間事業者に差押権限までを授権すべきである。ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員のみが授権され、民間への授権は困難である。しかし、滞納処分といえども行政上の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない(その点に、非公営型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授権する立法例が20事例以上も存在する)。また、差押の本質は滞納者の財産の保全に他ならず、その制約ではないことを考えれば、滞納処分権限の全てではなく、督促・質問検査・差押の民間開放が可能である。前掲調査権を根拠に民間授権を否定する見解もあるが、質問検査権自体は任意調査権であるし、罰則は最罰45.18にれば公務執行妨害罪の補充の規定とされるが、本件たる公務執行妨害罪は民間事業でもみない公務員規定で成立しうる。補充の規定は民間間というものは、判例との整合性に疑問がある。なお、本人(黙示)同意のもと、官公庁・金融機関などに対してのみ調査及び差押を行うなど、授権にあつたは当然ながらスキームの工夫を行うものである。これにより、毎年徴収コストが少なくとも260億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。	C	弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場では債務者の利益を害する場面が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の見算方法や減免、控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくない。事件の紛争性の度合いが典型的に大きいためと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。		2 0 1 0 1 0	市場化ナシ推進協議会	東京都	総務省 法務省	
050060	入国管理行政	出入国管理及び難民認定法第2条の2別表	我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者についてはは積極的に受け入れることとし、いわゆる単純労働者については受け入れを認めない。	外国人の単純労働者の受け入れ	現在、就労目的でありながら、結婚や留学のビザを持って日本に入国する外国人が少なくないと考えられる。一方、このような目的を逸脱して入国する外国人の労働力が不可欠な業種もあると思われる。このような不正目的の外国人は自身が不正であるとの認識があつたら、納税をすることもないし、雇入れ側も、弱み付け付込んで付しなくてはならない(雇用厚生施設をかつたり賃金を未払いを怠らした)とすることがあるようである。8兆円もの国債のある我が国であるから、せせかの労働者を正しく認め、納税を増やすことが必要であると考える。	C	我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れることとし、いわゆる単純労働者については受け入れを認めない。なお、当省においては、「第3次出入国管理基本計画」において、現在では、専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについて着実に検討していることとしているが、その際には、新たに受け入れを検討するべき産業分野や日本語能力などの受け入れ要件を検討するだけでなく、その受け入れが我が国の産業及び国民生活に与える正負両面の影響(例えば、治安、労働市場、産業発展、構造転換、社会的コスト等)に与える影響)を十分に勘案する必要があると考える。いずれにしても、関係機関等と十分かつ慎重な議論なしに容易に結論を出すべき課題ではないと認識している。		1 0 2 7 0 0	個人	東京都	警察庁 法務省 厚生労働省	



管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
050070	留学・研修経験のある外国人医師のへき地医療特区又はへき地における規制緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2の別表 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	在留資格「医療」は、医師、歯科医師その他法律上資格を有する者(薬剤師、保健師、助産師等)が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動を行う外国人に許可される。なお、医師、歯科医師とは、日本の医師法又は歯科医師法によって医療活動を行うことができる医師、歯科医師を指し、また、「その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務」とは、我が国の法律で特定の資格を有する者のみが行うことができる医療関係の業務を指す。	日本に留学・研修した経験のある、日本の医師と同等の技能を有する外国人医師が、へき地等の医師不足地域において医療行為に従事することが可能になる。	地方における医師確保は医師不足地域において、優先度の最も高い政策課題の1つとなっている。特に、医師の専門志向や大病院志向による都市部への集中、卒業臨床研修導入後の研修医の都市部への流出などの影響で、医師の偏在が拡大しており、へき地等の条件不利地域における医師不足の状況は悪化の一途を辿り、勤務医の就業条件は過酷を極めているとともに、地域住民への医療供給体制に重大な影響が生じている。 現在、日本の医師免許をもたない外国人医師は、日本国内での医療行為は認められていない。一方、日本は、毎年多くの医療技術者を学ぶ外国人留学生、研修生を受け入れており、日本の生活文化や医療環境に慣れ親しんだ経験を持つ外国人医師が、世界各国で医師として活躍しているが、これらの留学経験等のある医師は、日本の医療環境にも適応でき、へき地医療拠点病院等においても地域医療を担う医師としての活躍が期待される。 医師は、高度な専門的知識、技能を有することを求められるため、日本で医療活動を行うにあたっては、日本の専門性に相当する医療技術を有することについて、医療関係者による評価を行うことにより、医師技術を担保する。 現在国では、緊急臨時的な医師派遣制度を構築するなど、地方の医師不足解消に御尽力いただいているが、「臨時的」である上に、派遣人数についても限定された人数となっている。 本特区もしくは規制緩和の実施を行うことで、へき地等における医師不足解消の一助となることが期待される。(別紙、補足資料あり)	C	当省では、いわゆる高度人材の受入れ促進を図る観点から、平成18年3月、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正し、「医療」の在留資格に係る上陸許可基準における外国人医師の就労制限(就労期間、就労可能地域等)を撤廃しているところ、本件要望にある日本の医師免許を持たない外国人医師の就労の問題については、医療制度所管省庁において検討すべきである。	1 0 2 4 0 1 0	新潟県	新潟県	法務省 厚生労働省		
050080	先端医療広域連携(クラスター)特区実現のための規制緩和/医療従事者の資格(外国人医師等)の医療従事制限の緩和)	出入国管理及び難民認定法第2条の2の別表 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	在留資格「医療」は、医師、歯科医師その他法律上資格を有する者(薬剤師、保健師、助産師等)が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動を行う外国人に許可される。なお、「医師、歯科医師」とは、日本の医師法又は歯科医師法によって医療活動を行うことができる医師、歯科医師を指し、また、「その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務」とは、我が国の法律で特定の資格を有する者のみが行うことができる医療関係の業務を指す。	先端医療広域連携(クラスター)特区で、先端医療に関する研究開発と臨床試験/治療に特化した病院/研究所/大学/大学が形成されたところにおける先端医療/プロを産学官連携で運営し、ロボット医療/バイオ医療を中心として、高齢化社会における医療/産業/社会のそれれに対応する。コアとなる病院/研究所/大学/大学はスリム化し、1都道府県に1つ以上を最速の連携機関と広域連携し、特区における規制緩和の基で、研究開発と実用化を迅速に行う。本事業により、1)未認可薬、医療技術の迅速な実用化 2)高度技術を有する医療従事者の育成 3)へき地医療を有する高度産業の育成 4)新しい医療システムの構築 5)保険制度の安定化 などの効果が国内的に認められ、また国際的にはアジアにおける先端医療/プロとして海外からの患者、外国人医療従事者の窓口として、国際競争力を有する医療機関としての知名度が上がると思われる。	医療技術の迅速な発展にもかかわらず、高齢化社会における新たな難病や生活習慣病の出現により、生活の質が脅かされている。同時に医療従事者の不足や保険制度の不安定化などによる医療崩壊の到来により、医療システムの改革が求められている。先端医療の研究開発と迅速な実用化は、上記の問題を解決するために必須であり、臨床試験/治療に特化した医療施設を行う医療従事者や高度産業の育成が重要なポイントとして重要である。私どもはロボット技術病院に導入し、先端医療施設の一部をロボット医療とし、ロボット医療/バイオ医療を中心とした先端医療の研究開発と臨床試験/治療を迅速に推進し、医療/産業/社会のそれれに対応する。コアとなる病院/研究所/大学/大学はスリム化し、1都道府県に1つ以上を最速の連携機関と広域連携し、特区における規制緩和の基で、研究開発と実用化を迅速に行う。本事業により、1)未認可薬、医療技術の迅速な実用化 2)高度技術を有する医療従事者の育成 3)へき地医療を有する高度産業の育成 4)新しい医療システムの構築 5)保険制度の安定化 などの効果が国内的に認められ、また国際的にはアジアにおける先端医療/プロとして海外からの患者、外国人医療従事者の窓口として、国際競争力を有する医療機関としての知名度が上がると思われる。	C	現行制度上、我が国の医師法、歯科医師法に基づく国家資格を持たない外国人が医療行為を行うことはできないので、医療制度所管する省庁において検討すべきである。	1 0 8 3 0 0 1 3		愛知県	法務省 厚生労働省		
050090	在住外国人の永住許可にかかる必要年数の短縮	出入国管理及び難民認定法第2条の2の別表 永住許可に関するガイドライン	永住許可については、法律上の要件として、「素行善良であること」、「独立生活維持能力を有することのほか、「その者の永住が日本国の利益に適合すると認められること」としてあり、その基準として、原則として引き続き10年以上日本に在留していることとしているが、その特例として、(1)日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実態を伴った婚姻生活が5年以上継続し、かつ、引き続き1年以上日本に在留していること、その実子等の場合には1年以上日本に在留して在留していること、地域への貢献実績があり、かつ日本能力を有し、経済的に自立しているなどの一定の要件を満たしている場合、現行の10年以上日本に在留する者で、5年以上日本に在留していること、(2)外交、社会、経済、文化等の分野において我が国の貢献があると認められる者で、5年以上日本に在留していること、(3)外交、社会、経済、文化等の分野において我が国の貢献があると認められる者への永住許可のガイドライン)をもつて、許可し不許可事例を公表している。	永住許可に関するガイドラインで定められている外国人の永住許可にかかる本邦での在留期間については、地域への貢献実績があり、かつ日本能力を有し、経済的に自立しているなどの一定の要件を満たしている場合、現行の10年以上日本に在留する者で、5年以上日本に在留していること、(2)外交、社会、経済、文化等の分野において我が国の貢献があると認められる者への永住許可のガイドライン)をもつて、許可し不許可事例を公表している。	長浜市は、外国人住民の人口比率が全体の約5%を占め、全国でも有効の外国人居住都市であり、文化や経済の隆昌、言葉の壁による、地元住民とのトラブルや心理的な隔たりの解消は、市が抱える重要な課題かつ喫緊課題と見做し、社会経済的発展の促進、人材の増加や増加を想定しながら、外国人と地元住民との隔たりを解消し、お互いが地域コミュニティを支える市民と民間に立った多文化共生のまちづくりを推進する必要がある。具体的には、 地域への事前講座として外国語教室を実施している 外国人児童を対象とした初期指導教室を実施している 外国人向けの生活情報誌を作成発行している 地域や集落の伝統行事、祭りの主催者として参加している 地域での就業、習熟度に応じた活動を行っている 市民主体となる文化共生事業と2年以上携わっている などといった地域に貢献する外国人を増やすことが、外国人居住都市として重要と考える。そこで市としては、地域に住み親しむ定住外国人や在住外国人を増やす施策を打ち出すとともに、上記に類した地域に貢献する外国人を「外国人メディアーター」として市が位置付けて、その育成も行っていく。なお、この外国人メディアーターは、上記の地域貢献の実績のほかにも、日系外国人であること、独立生活に営むに足る資産を有すること、日本語能力を有する(財)日本国際教育支援協会の実施する日本語能力試験で2級以上の認定者である)と条件とする。 これらの要件を満たす外国人メディアーターの永住許可について、現行法上における永住許可要件である本邦での在留期間10年以上を5年以上に短縮する特別措置を提案するもの。	C	「永住者」については、特定の地域に限定して在留を認めるものではないことから、制度上、特区として対応することは適当ではない。 なお、ご要望においては、「日系外国人」であること、を特区での永住許可の要件の一つとすることを提案しているが、「日系外国人」の多は「在留資格「定住者」に該当するところ、「永住許可に関するガイドライン」で公表されているとおり、「定住者」の在留資格に在留している者については、「原則10年以上に在留している」として、「定住者」の在留資格で5年以上に在留して本邦に在留していること、既に永住許可の基準を緩和している。	1 0 6 6 0 1 0	長浜市	滋賀県	警察庁 法務省		
050100	「技術者など高度外国人材の日本企業就労準備研修の実施にかかわる在留資格の受領及び更新の円滑化	出入国管理及び難民認定法第2条の2の別表	本邦に短期滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、留学、講習又は社会への参加、義務活動その他これに類似する活動のうちのもので本邦への上陸を希望する者には、在留資格「短期滞在」が許可される。	本邦が認定する特定事業者(人材派遣会社等)が、高度外国人材「技術」の在留資格要件(当事者を対象に「日本企業就労準備研修」を実施する場合、特定事業者が発行者の身元保証をなし、明らかな本人の責にすべき事由がなければ、(1)外務省は、特定事業者が発行者の上記研修の受講証を有する者には、本邦入国予定日の1月前までに短期滞在ビザを発給し、(2)法務省は、異動に上記研修を奨励しと特定事業者が証する者には、優先審査のうえ、早期に短期滞在の更新をお願いしたい。	全国的に「技術者が不足する中、地場中小企業では地元大学からの採用が困難化している。結果、「日本語能力・技術力・親和性」を兼ね備える人材は全国は問われないが、日本企業での就労に馴染み人材とすることが求められている。中国等には世界的に活躍できる水準には至らずとも、本邦大卒者と同層以上の技術レベルを持ち、「技術」の在留資格で就労できる人材は豊富にあり、自己負担でも本邦へ研修を受けたいとする需要は確実にある。 本研修事業が安定して運営できれば、地場中小企業の人材不足を補うだけでなく、企業誘致にも有益で、アジアのビジネス拠点都市をめざす本邦地域経済の活性化に資するためには、ひいては我が国の「技術者不足の解消にも貢献できる。 本研修を事業化するためには、何より安定的に短期滞在ビザが発給されること、及び1カ月短期滞在の更新が認められることが不可欠である。このため、「技術」の在留資格の要件を有し、本研修主催者たる特定事業者(人材派遣会社等)が在留中の経費を支弁する身元保証をした高度人材については、明らかに本人の責に帰すべき事由がない限り、原則として短期滞在ビザの発給と更新を可としたいただきたい。	D	前回あじさい月間においても回答したとおり、短期間本邦に在留し、人材派遣会社等による日本企業や日本社会への適応のための研修を行う在留し、在留資格「短期滞在」の更新が認められること、ご提案の申請書が在留資格「短期滞在」の更新に当たって、原則許可されるか否かについては、あくまで個別の事情を審査し許可判断するものであり、事前に在留期間の更新を約束できるものではないことから、本特区提案の検討の場では回答することは適当でない。	1 0 8 4 0 0 1 0	福岡市	福岡県	警察庁 法務省		
050110	再入国許可の有効期間の延長	出入国管理及び難民認定法第26条	法務大臣は、再入国の許可(数次再入国の許可を含む。)を与える場合には、当該許可が効力を生ずるものとした日から3年を超えない範囲内においてその有効期間を定めることとされている。	再入国許可申請の有効期間は通常3年であるが外国人研究者の場合、在留期間が最大5年に延長されていることから、「再入国許可の有効期間の延長」が可能となる。	世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学館都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。これら外国人研究者は、来日した後であっても、研究内容によっては海外の研究機関や学会等への出張、送出国への一時帰国の機会が多く、その都度、地方入国管理届に申請して許可を得る必要があることで、高度人材の円滑な移動を妨げている。当該許可は、数回使用のものでも有効期間が最大3年であり、最大5年の在留期間を利用して日帰りの研究者については、再申請を行わなければならない。 再申請にあたっては、1)また対面申請・対面受領を基本として、播磨科学館都市から遠方まで向かわなければならないこと、混雑時は手続に著しい時間を要すること、またその都度帰国の手数料が発生することなどもあり、研究者の負担となっている。よって、負担軽減のため、「特定研究活動」に在留している特区内外研究者については、再入国許可の有効期間の上限を、在留期間にあわせて5年にすることを求める。また、「科学技術の振興及び成果の社会への還元」の観点から「平成18年25総合科学技術会議」において検討すべきとされている「電子手続」を、再入国許可申請についても可能とするよう早期実現を求めるとともに、「規制改革推進の3か年計画」を踏まえた再入国許可制度の見直しの中でも、本票提案内容についてご検討いただきたい。	C	前回あじさい月間においても回答したとおり、特定研究活動等に従事するいわゆる高度人材の再入国許可制度の見直しについては、「規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)」を踏まえ、新たな在留管理制度の構築を前提として、諸外国における高度人材向けの迅速な在り方や在留資格毎の特性なども踏まえつつ、平成19年度検討、議論し、速に新たな在留管理制度の構築に係る関係法令の施行までに措置することとしている。 また、「科学技術の振興及び成果の社会への還元」に向けた制度改定について「平成18年12月25日総合科学技術会議」において、「研究者の在留資格に係る手続の簡素化」として、在留資格変更等の手続に關して、事務手続の迅速化の方策として、郵送手続の導入、さらに電子申請への移行についても検討すべきとされ、平成20年度に結論を得ることとされているが、これについても、現在、検討中である。	1 1 2 2 0 3 0		兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	法務省	
050120	「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人親への長期在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第2条の2の別表	出入国管理及び難民認定法別表第一の一から五の上欄の在留資格(外交、公用、短期滞在、家族滞在を除き、特定活動)において、イ又はロに該当するものに限り、イをもちて在留する者の扶養を受け配偶者又は子として行う日常的な活動を行うものについては、在留資格「家族滞在」又は「特定活動」をもって在留を許可している。	資本金5億円以上の本社設置外資系企業に在籍し、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。	兵庫県・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済の活性化に大きく寄与しており、その外国人経営者や社員は当地域において必要不可欠な人材である。高度人材の親の在留が認められたことを踏まえ、当地域にとって同程度に重要な人材である外国人企業関係者の親の問題で入国が困難になったり、在留できなくなることがないよう、親の活動を「特定活動」に加えたいことを求めるもの。	C	前回あじさい月間で回答したとおり、本要望は、実質的に在留資格「家族滞在」の範囲拡大を求めるものであること。当該措置の実施は、長期滞在、定住化を進めることとなるため、政府として移民の受入れ政策をとっていない以上、家族滞在の範囲を拡大して受入れを行うことはできない。 また、「特定研究活動等」の対象となる外国人研究者、等、いわゆる高度人材の親については在留を認めている(平成19年3月23日、特定活動告示改正)が、「今後は、告示改正後に入国した外国人親の在留状況等を慎重に見守っていくこと」として、現時点でこれ以上の外国人親の範囲を拡大することは時期尚早である。 なお、本国において他に身寄りがなく扶養を受けなければ生活できない者や高齢、病気治療等特別な事情が認められる者の場合は、現も個別の判断により在留を認めているところである。	1 0 9 3 0 0	兵庫県	兵庫県	警察庁 法務省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管(関係省庁)
050130	島おこしのための外国人の在留資格の拡大	出入国管理及び難民認定法第七十九条第二号の基準を定める省令	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動が該当し、現行は、外取資の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等が当該在留資格に該当する。	外国人の在留について「技能」の資格で在留するものが本邦では、日本国内で生産が困難になった製品の製造、も含める。	・実施内容 離島での地域活性化を図るひとつの手段として、石材産業に使われていた廃工場や廃倉庫を使って、中国から靴縫製の職人100人を招致し皮革靴の国内生産工場を立ち上げる。それにより国外に流出した技術の再導入と後継者の育成及び住民の雇用の増進と小売店やサービス業の活性化を図る。 ・提案理由 皮革靴成品を輸入する場合大変高額な関税がかかるため、日本の皮革靴メーカーのほとんどはアジア・欧州を海外生産し、国内で完成品としています。そのため国内では靴縫製職人の後継者が育たず、また現在の職人も高齢化が進み国内で皮革靴を生産することは難しくなっています。 一方で、離島では運送コストがかかるため、産産が根づきにくいという地理的条件があります。空回島(有人島7島、人口約2,700人)ではかつて石材産業で栄えてきましたが、外国産の石材に押されて人口減少が続き、高齢化率も60%に近く(なっており、生活に必要な機能の喪失や地域の維持管理上でも問題が発生し始めています。10年ほど前からこうした状況をどうにかしたいと島の住民が島おこしの活動を開始し、医療福祉や観光開発、特産品開発、移住対策などを手がけ、昨年9月法人格を取得し活動活動しています。とはいえ、小規模な事業所を設置し事業を行って住民のニーズに応えるにはできませんが、島の置かれている状況を大々(転換するには力不足といわざるをえません。産業おこしが島の活性化にとって必要不可欠となります。 国外に流出した技術の再導入を図りたい皮革靴メーカーと産業おこしを望む島の住民団体がつながり、プロジェクトの実現に向けて協議しています。		在留資格「技能」は、産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動を行う外国人に付与されるものであり、外国に特有な産業分野に係る技能を有する外国人や技能者が本邦において少数しか存在しない産業分野に係る技能を有する外国人として、外国料理の調理師やスポーツ指導者等が当該在留資格をもって上陸許可されていること。本邦要請の皮革靴の製造分野がこれらに該当するものとは考えられない。また、外国人労働者の受け入れ拡大に係る要請であるため、我が国の産業及び国民生活に与える影響等を勘案する必要があり、当省のみでは判断できない。	プロジェクト名 1 0 1 0 1 0 1 0	特定非営利活動法人かまお島つな 1 0 1 0 1 0	岡山県	法務省 厚生労働省		
050140	在留資格「人文知識・国際業務」の必要な知識に係る科目専攻要件の撤廃	出入国管理及び難民認定法第七十九条第二号の基準を定める省令	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について10年以上の実務経験(大学、高等専門学校高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を習得していることが必要	「人文知識・国際業務」の在留資格認定基準の一つである「従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業する」という要件を撤廃すること。また、必要知識に係る科目を専攻して大学を卒業する、10年以上の実務経験(大学、高等専門学校高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を習得していることが必要	優秀な外国人が短路に留学、就職することにより、短路地域における活性化を図る。具体的には、現状においては学習要件より専攻課程終了後の留学生に在留資格が付与されず、日本で就職できないケースも少なくない。運用として「専攻科目の内容と従事しようとする業務に関連性が認められれば、在留資格を許可されることであるが、どのような場合に関連性を認められるかが明確ではないため、企業として優秀な人材の採用機会を逃すことにもなりかねない。 短路強化学習生が卒業後短路で就職する場合には、通訳業務、貿易業務に捕らわれず、一般事務、営業、企画業務等の職種の就労を認めることにより、就職の機会が増大することになる。日本で就職を希望する外国人が、短路に就職することにより、また、その専攻科目が短路商工会議所に就職するに繋がれば、優秀な人材を短路地域に確保できることとなる。 また、人口減少が急激となる日本において、将来、外国人を受け入れるためのモデルケースとなる。 提案理由: 単純労働者とは専門知識や技術を有しない労働者とされているが、留学生は4年間の高等教育により専攻科目の知識を修得し、留学生生活における様々な経験から得た知識を身に付けており、総合的に見て「専門知識」を有する者と考える。 また、日本人労働者との競合・代替の問題、労働条件面への悪影響等については、単純労働者の受け入れに起因するものなので、単純労働に従事することがなければ問題は発生しないと考え、更に、就職先の企業を短路商工会議所会員企業に限定し採用職種や就職後の就業状況を確認することも、単純労働への従事が防止できる。	C	前回あじさい月間でも回答したとおり、我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れることとし、いわゆる単純労働者については受け入れを認めていないが、在留資格「人文知識・国際業務」に係る基準は、当該外国人が専門的、技術的な知識等を有するかなかを審査するために設けられており、特に、我が国で労働者としての在留を希望する外国人が、過去に大学等においてどのような専門的知識等を修得したのかを判断する上で学習要件は必須であり、その趣意は明確である。 また、運用として、当該外国人が大学等において修得した専攻科目の内容と、本邦において従事しようとする業務と関連性が認められれば、その他の条件に適合していることを条件に、在留資格「人文知識・国際業務」を許可することとしていることは前回あじさい月間で回答したとおりであるが、「規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)」において、「技術」、「人文知識・国際業務」の運用の明確化として、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格の付与を行うことができ業務として、具体的にどのようなものが含まれるものについて、典型的な業務の事例を公表して、申請者の予見可能性を高めることとし、出入国管理関係法令の運用の明確化及び透明性の向上を図ることについて、平成19年度以降逐次実施することとしている。	1 0 8 1 0 1 0	学校法人獨逸学園 短路商工会議所 1 0 1 0	兵庫県	法務省 厚生労働省		
050150	在留資格「人文知識・国際業務」(うち国際業務)の要件撤廃	出入国管理及び難民認定法第七十九条第二号の基準を定める省令	申請人が外国の文化に基礎を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、以下のいずれかに該当することが必要 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取業務、翻訳師又は室内装飾に係るデザイナーその他これらに類似する業務に従事すること。 従事しようとする業務に関連する業務について10年以上の実務経験を有すること(ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない)。	「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者が、母国語を活用して就労するため、人文知識・国際業務(うち国際業務)へ在留資格変更を行う際に要求される現行要件(学歴、実務経験年数(3年以上)以外)の評価基準を撤廃することを求める。	世界最大の大規模放射線SPRING-8を擁し、先端分野に関する放射線研究が展開されている播磨科学公園都市の活性化を図るため「外国人研究者の受け入れ促進を図りたい」。 現在、当該研究者が長期(最大3年)に渡る研究プロジェクト等で研究活動を行っているため、家族での滞在を希望しているが、長期滞在ゆえ家族自身も精神的な生活活動への参加を望んでいる。家族での滞在がしやすい、より魅力的な研究環境を提供することが、ここには優秀な人材の集積、新産業創出による地域経済の活性化につながるものと考えている。人文知識・国際業務(うち国際業務)へ在留資格の変更を行う際には、学歴又は実務経験年数(3年以上)が要求されており、母国語の能力を活用した社会参加への道を阻害していること。 このため、現行要件を撤廃して、外国人研究者の配偶者が社会活動へ参加できるようにしたい。また、単純に現行要件を撤廃することが困難な理由として、現行要件に代わる別の基準でもっとその能力を評価できる体制を国において整備したきたい(相互認証、国家資格等)。	C	前回あじさい月間でも回答したとおり、専門的分野における活動を行う知識、経験を有する者か否かを判断するため、実務経験年数要件の撤廃を行うことは困難である。一律に要件を緩和することは、単純労働者の受け入れにつながるものもあることから、政府として外国人労働者受け入れに係る基本政策を変更することなく、措置を行うことは困難である。 また、いわゆる国際業務に従事する活動が「人文知識・国際業務」に該当するといえるためには、単純労働者か外国人であるかという点については、日本国内の文化の中で育ち育ちた外国人であるかという点については、日本語の能力を有していることを必要とし、水準を担保するため、3年以上の実務経験という要件を設ける必要があることである。現段階においては、これと同等の能力を客観的に評価できる国家資格があるとは承知しておらず、ご提案のような要件の緩和は困難である。 なお、社会の実情等を踏まえ、例えば、相互認証や客観的指標、技術レベルを評価し得る国家資格等を通じ、現状と同等の専門性、技術性が確保されることが広く社会一般において認められていることが具体的に確認できれば、当該国家資格等をもって学歴・実務経験要件を緩和することについて検討が可能となる。	1 1 2 0 2 0 2 0	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	法務省 厚生労働省		
050160	「技術」の必要経験年数の緩和	出入国管理及び難民認定法第七十九条第二号の基準を定める省令	申請人が自然科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について10年以上の実務経験を有する外国人入国入籍法第七十九条第二号の基準を定める省令の技術の在留資格に係る基準の1号の特例を定める件(平成16年法務省告示第363号)	現在相互認証されている資格・試験以外の民間・インター資格などについて相互認証の対象となるよう、国における考え方及び拡大にむけた整備を求め、新たに追加された資格等を有する外国人入国入籍法第七十九条第二号の基準を定める省令の技術の在留資格「技術」において要求される実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。このようなが、情報産業等においてIT技術者が不足し、海外から優秀なIT技術者を確保しなければならぬ状況である。即効性を求める企業では、技術者を雇用の際民間ベンチャー資格など様々な資格・試験を課せられており、相互認証されている国家資格以外のものも専門分野での能力を確認し得るといえることから、当該地域において優秀な人材を確保するために、現在相互認証されている資格等を拡大し、新たに相互認証の対象となった資格等を有する外国人について、現行経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和することを求めるもの。	C	専門的分野における活動を行う知識、経験を有する者か否かを判断するため、在留資格「技術」に係る上陸許可基準に「大学若しくは卒年以上の学歴又は10年以上の実務経験」という学歴要件及び実務経験年数要件を設けていること。平成16年法務省告示第363号(平成16年8月27日施行)より、日本のIT資格と相互認証された外国の資格・試験のうち、法務大臣が指定した試験に合格し、又は資格を有している外国人については、情報処理技術に関する専門的・技術的知識等を有していると認められること。当該学歴要件及び実務経験年数要件に関わりなく入国できることとなっている。当該学歴要件については、ご提案にある「民間ベンチャー資格」が、専門性・技術性の観点で同等性が確保されていることが広く(社会一般に認められるものとして)相互認証の対象となるか否かは当省所管外であるため判断できないため、情報産業系のベンチャー資格認定制度を所管する省庁と相談させていただいた。	1 0 9 3 0 8 0	兵庫県	兵庫県	法務省 厚生労働省 経済産業省		
050170	「企業内転勤」の転勤前関連業務経験要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第七十九条第二号の基準を定める省令	転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において1年以上継続して法別表第10の2の表の「技術」の項又は「人文知識・国際業務」の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要	在留資格「企業内転勤」において要求される関連業務経験期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。このようなが、情報産業等においてIT技術者が不足し、海外から優秀なIT技術者を確保することが重要であることから、ひょうご・神戸で勤務することを前提に外国で新たに雇った者うち、雇用の別会社において「技術」「人文知識・国際業務(うち人文知識)」分野で3年以上の実務経験を有する者について、転勤前の従事期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和することを求めるもの。	C	在留資格「企業内転勤」は、企業活動に対応するため、外国で活躍している職員を、一定期間の「転勤」として、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」には異なる簡易な要件の下で受け入れるものであり、「技術」等の上陸許可基準において規定されている学歴要件や実務経験年数要件が課されていないものであり、これ以上の要件の緩和は困難である。	1 0 9 3 0 8 0	兵庫県	兵庫県	法務省 厚生労働省		
050180	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証券の発売の要件緩和	地方財政法第32条第4号 当せん金付証券法第9条 刑法第187条	発売主体は、都道府県及び政令都市となっている。 「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証券の発売を可能とする為、当せん金付証券法第9条の都道府県及び政令指定都市の他、当せん金付証券の発売可能な地域の要件緩和を定めること。	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証券の発売を可能とする為、当せん金付証券法第9条の都道府県及び政令指定都市の他、当せん金付証券の発売可能な地域の要件緩和を定めること。	地域基金の原資として、朝の伝統ある「富くじ」を伝統祭事の「お弓神事」をアレンジして復活させ、当選金の支払いは、地域通貨で行う。地域基金使用用途は、台風、地震、津波等の大災害後の復興支援、若者、新規住宅着用の住宅取得、改修用低利、無利子貸付、地域産業振興用低利貸付、町並み保存、高齢者介護施設、地域老人への配食サービス、グループホーム、医療の連携施設の経営)子育て支援(保母さんクラブの運営、子育て支援センター、環境美化、生活環境、自然との共生(保母さんクラブ、生活の福祉化、推進) 都会と地方の交流、生活支援等)コミュニティバス、タクシーの運行、買い物代行)等 提案理由: 朝の伝統的な町並みや港湾施設等が調和した風景は、日本人の心の原風景であり、歴史を将来に遺つて伝える、豊かな遺産であり、新しい創造へのよすがとなる。有形、無形の現在進行形の歴史的文化財の「まちづくり」となっている。それと同時に、朝の町並みは、過疎化、過疎化、歴史の建造物の老朽化、防災、生活環境整備、産業振興、道路整備、有効土地利用等の多くの課題を抱えている。そこで、江戸時代に行われていた町並み整備を目的とした「富くじ」を「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての活用として復活させ、諸問題を解決する資本とする事によって、地域資源をリサイクル、リバイブさせる。その収益を地域に還元させて行事により地域間格差の是正が可能となる。 代替措置: 本提案の目的は、広く多くの人々に参加していただく「まちづくり」を実現する為の地域再生基金創設適用の懸賞付キャンペーンである。懸賞金は、日本円ではなく毎月10万円値引きの地域通貨である。今年岡山県、山形県、佐賀県、徳島県、環境省の協力を得て、当せん金付証券の発行、環境美化、生活環境、自然との共生(保母さんクラブ、生活の福祉化、推進) 都会と地方の交流、生活支援等)コミュニティバス、タクシーの運行、買い物代行)等 提案理由: 朝の伝統的な町並みや港湾施設等が調和した風景は、日本人の心の原風景であり、歴史を将来に遺つて伝える、豊かな遺産であり、新しい創造へのよすがとなる。有形、無形の現在進行形の歴史的文化財の「まちづくり」となっている。それと同時に、朝の町並みは、過疎化、過疎化、歴史の建造物の老朽化、防災、生活環境整備、産業振興、道路整備、有効土地利用等の多くの課題を抱えている。そこで、江戸時代に行われていた町並み整備を目的とした「富くじ」を「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての活用として復活させ、諸問題を解決する資本とする事によって、地域資源をリサイクル、リバイブさせる。その収益を地域に還元させて行事により地域間格差の是正が可能となる。 代替措置: 本提案の目的は、広く多くの人々に参加していただく「まちづくり」を実現する為の地域再生基金創設適用の懸賞付キャンペーンである。懸賞金は、日本円ではなく毎月10万円値引きの地域通貨である。今年岡山県、山形県、佐賀県、徳島県、環境省の協力を得て、当せん金付証券の発行、環境美化、生活環境、自然との共生(保母さんクラブ、生活の福祉化、推進) 都会と地方の交流、生活支援等)コミュニティバス、タクシーの運行、買い物代行)等	E	「富くじ」は、地方財政資金を調達し、公共事業等の公益的の事業に活用することを目的とするものであり、できるだけ刑罰(一般住民に与えられたり)を目的として禁止されている「富くじ」の例外として、原則として広域的な行政主体である都道府県と指定都市のみにその発売権限を認めたい。また、市町村が「富くじ」を発売することについては、市町村の「富くじ」の発売の趣旨や歴史の経緯も踏まえ検討が行われた結果、現在は、市町村振興費(「サマージャンボ、オタマージャンボ」を発売すること。その収益の活用方法)については、各県単位で市町村が自ら決定し、市町村のために効果的に活用されていること。したがって、既に市町村が「富くじ」を発売するのと同等の結果が得られているもの。 今回のご意見にある「懸賞付寄付キャンペーン」であること、「提案の」当せん金付証券の発売主体の拡大、とがどのような関係にあるかが明らかではないのでコメントできない。なお、「富くじ」の発売については刑法において禁止されていること。	1 0 9 3 0 8 0 4 0	個人	広島県	総務省 法務省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
050190	入会権の相続権利確認等に係る事務手続の簡略化	不動産登記法第62条 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に関する政令第2条、第4条、第5条(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第14条第2項又は法第23条第2項の規定により登記を嘱託する旨) 所有者が登記名義人と同一人でないときは、当該所有者の氏名又は名称及び住所 家付情報(令第5条第1項) 入会林野整備計画書又は旧借使用林野整備計画書の内容 法第11条第3項又は法第22条第4項の規定による公告があったことを証する情報 また、法による不動産登記に関する政令第4条第2項により、不動産登記法第25条第7号の規定の準用が除外されており、嘱託情報の内容である登記義務者の氏名若しくは住所が登記記録と合致しないときであっても却下しないとしている。	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(以下「法」という。) 第14条第2項又は同法第23条第2項の規定において、当該土地について必要な登記は、都道府県知事が速滞なく(嘱託しなければならない)と定められているところ、登記の嘱託をする場合には、不動産登記法の特例を定めている。入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による不動産登記に関する政令(以下「令」という。)に規定されている下記の情報を登記所に提供しなければならない。 嘱託情報(令第4条第1項) 不動産登記令第3条の各号に掲げる事項 法第14条第2項又は法第23条第2項の規定により登記を嘱託する旨 所有者が登記名義人と同一人でないときは、当該所有者の氏名又は名称及び住所 家付情報(令第5条第1項) 入会林野整備計画書又は旧借使用林野整備計画書の内容 法第11条第3項又は法第22条第4項の規定による公告があったことを証する情報 また、法による不動産登記に関する政令第4条第2項により、不動産登記法第25条第7号の規定の準用が除外されており、嘱託情報の内容である登記義務者の氏名若しくは住所が登記記録と合致しないときであっても却下しないとしている。	共有林野について、入会権者が戦後外国に渡り、明の場合や死亡により相続人が不明の場合等には、現在、入会林野を管理している入会権者の合意をもって、官報で公告するなどして、権利を確定できるようにし登記可能とする。	市内には、明治時代に30名以上で登記された共有林野が数多く存在する。登記を実施しようとした場合、入会権利相続人は2000人以上と推測され、入会権消滅の相続確認事務に多大な労力と時間を要し、現実的に登記できない状態となっている。 また、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」に基づき林野整備を実施する場合においては、整備意思確認のため入会権者全員の同意取得が必要となるが、過去において取り組みを実施したものの、長い期間と多額の費用を要し計画を断念した経緯もある。 さらに、これらに該当する筆数は100を超えており、道路改良や森林環境整備などの公共事業による土地の取得などに支障をきたしている状況である。 このことから、権利者不明及び相続困難者の権利消滅を容易にし、所有権を確定し登記することを可能とするため、現在、入会林野を管理している入会権者の合意をもって官報掲載で公告するなどにより、入会権者を確定できるようにする、又は整備計画の作成意思の確認及び権利消滅に係る入会権者全員の同意取得を不要とする。	C	I	不動産登記の手続において提供を求める情報には、取扱いが困難なものもなく、登記手続によって支障を生じてはいないと考える。		1 0 9 7 0 1 0	田村市	福島県	法務省 農林水産省	
050200	定期建物賃貸借契約において、賃借人に預金義務を課する等特約を用いることの容認	借地借家法第27条、第28条、第30条	賃借人に解約する権利を留保したとしても、その解約の申入れには、借地借家法第28条の正当事由があると認められる必要がある。	定期建物賃貸借契約に係る賃借料の支払いに付随して、一定金額の貯蓄を特約し、当該特約条項に反する場合、契約不履行による解約理由とするものの容認	保証金等を徴収しないこととの均衡措置として、契約全体としての公平性を評価する。 空き家の所有者が空き家を安心して賃貸借の対象として活用できるよう措置するもの。	C		解約の申入れには、借地借家法第28条の正当事由があると認められる必要があると認め、提案のように「一定金額の貯蓄を継続する」という特約に違反したことをのみをもって解約を認めることは、当事者双方の諸事情を総合的に判断しつつ賃借人の居住の利益を保護しようとする正当事由制度の趣旨に反するため、対応困難である。		1 1 0 0 0 2 0	南丹田舎すまいるプラン	個人	京都府	法務省
050201	定期建物賃貸借契約において、賃借人に預金義務を課する等特約を用いることの容認	-	要望事項を規制する法務省所管の法令はない。	造作買取請求権について、買い取るべき価格の上限を定める特約の容認	賃貸借価格を低く設定する均衡措置として、賃借人が行った造作を時価で買い取るべきことを請求する権利に対する上限額の設定を行う。 空き家の所有者が空き家を安心して賃貸借の対象として活用できるよう措置するもの。	E	-	提案者は、借地借家法第33条(造作買取請求権)の規定が規制に当たるとしているが、同規定は強行規定ではない(同法第37条参照)。		1 1 0 0 0 2 0	南丹田舎すまいるプラン	個人	京都府	法務省
050210	金融機関が契約に基づき預金者の預金情報を指定された者に通知すること及び預金の払い戻しに指定された者の同意を要することとするこの容認	-	要望事項を規制する法務省所管の法令はない。	賃借人から、預金口座の開設時に次のサービスの提供について依頼があった場合、金融機関は当該依頼の範囲内において実施する賃借人に関する個人情報の提供について、個人情報の保護に必要としないこととする。 定期建物賃貸借契約に係る一定金額の貯蓄の特約の履行状況を指定された者に通知すること 定期建物賃貸借契約の終了期の到来の予告をすること 定期建物賃貸借契約が有効である間において、預金の払い戻しに指定された者(地縁による団体)の同意を要することとする。	金融機関が協力しやすいように、特区における特例措置として法的根拠を付与するもの。	E	-	要望事項を規制する法務省所管の法令はない。		1 1 0 0 0 3 0	南丹田舎すまいるプラン	個人	京都府	金融庁 法務省 内閣府